



## 至急のお知らせ

### 新型コロナウイルス対策による事業所訪問自粛についてのお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今般、変異型コロナウイルス感染が増加したため、5月16日より広島県に緊急事態宣言の実施が発表されました。この状況を受け、当事務所においても、感染予防のいっそうの徹底を図っております。

そこで、感染予防対策の一環として、当分の間、事業所訪問・官庁訪問をできるだけ減らし、業務については、電話、メール、郵便・宅配便、その他の通信手段を利用して進めさせていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくご理解、ご協力をお願いいたします。

ただし、お客様の会社のご都合や、コロナウイルス感染関係の助成金申請、その他緊急、重要な案件などのご相談は担当者がおうかがいしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

敬具

令和3年5月17日

社会保険労務士法人吉田労務管理センター  
代表社員 吉田 雅一

## 令和3年5月・6月の

### 雇用調整助成金の特例措置等について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年4月30日までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じていましたが、一部内容を変更し、

**この特例措置が 6月30日まで 延長されました。**

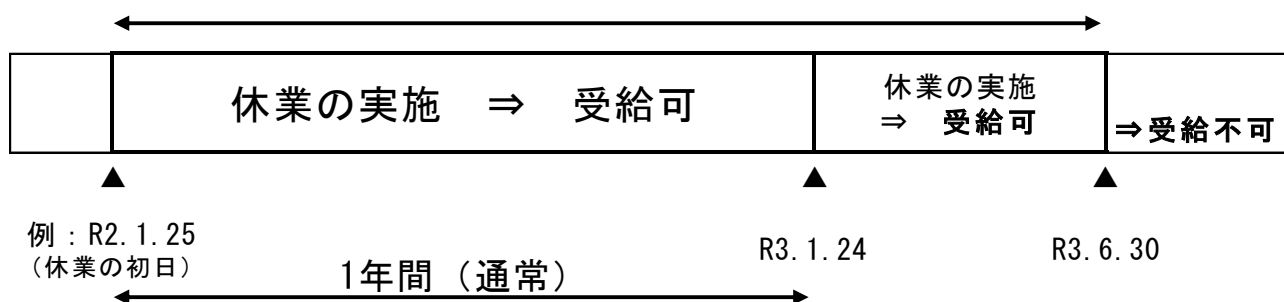
#### 特例措置の内容

判定基礎期間の初日		～4月末	5月・6月
中小 企業	原則的な措置（全国）	4/5（10/10）15,000円	4/5（9/10） <b>13,500円</b>
	*1業況特例（全国）		4/5（10/10） <b>15,000円</b>
	*2地域に係る特例		

注）金額は1人1日当たりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

1年を超えて引き続き受給できる期間は令和3年6月30日までとなります。

1年を超えて受給可



休業を開始すると、途中で休業をさせていない期間がある場合も、受給可能期間は、休業の初日から計算します。

1年を超えていない場合は、R3. 6. 30 が含まれた給与締日まで対象となります

#### \*1 業況特例

R3. 3～R3. 5 の平均売上高が、R2. 3～R2. 5 もしくはH31. 3～R1. 5 の平均売上高と比較して、30%以上減少している事業主

#### \*2 地域に係る特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

##### 【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主

- ① まん延防止等重点措置の対象区域において都道府県知事の要請を受けて、
- ② まん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ
- ③ 要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- ④ 営業時間の変更・人数上限の制限、飲食物提供又はカラオケ設備利用の自粛に協力する